

国有財産の最適利用による 地域連携の推進

～第38回国有財産沖縄地方審議会を開催～



11月10日、第38回国有財産沖縄地方審議会を開催しました。本審議会は、沖縄総合事務局長の諮問に応じて国有財産の管理及び処分について調査審議するものであり、委員は各分野における有識者で構成されています。

今回の審議会では、国有財産の処分に関する2件の諮問事項を審議した結果、2件とも諮問どおり処理することを適當と認める旨の答申がなされました。

当局では、引き続き、地域と連携した国有財産の有効活用を図ることによって、地域・社会のニーズに対応できるよう努めるとともに、適正な国有財産行政を進めていきます。



審議会の様子



諮問書交付の様子

諮問事項1

宜野湾市に所在する財務省所管の普通財産を、国立大学法人琉球大学に対し、医学部及び病院用地として時価売払いすることについて

対象財産(約11千m²)は、西普天間住宅地区跡地に所在し、宜野湾市が策定する跡地利用計画において「沖縄健康医療拠点ゾーン」として利用が計画されており、令和6年度末の開学・開院を目指して、琉球大学の医学部と病院が移転整備されることとなっています。



本計画は、「経済財政運営と改革の基本方針」(いわゆる「骨太の方針」)に沿ったものとなっており、当局は駐留軍用地跡地の利用推進、未利用国有地の有効活用の観点から、関係府省庁や地方公共団体と連携し、沖縄振興の一環として沖縄健康医療拠点の整備を後押ししています。

◆出典：国立大学法人 琉球大学
(移転後の琉球大学医学部及び病院の完成イメージ図)

諮問事項2

名護市に所在する財務省所管の普通財産を、名護市に対し、ワーケーション拠点施設及びその用地として時価売払いすることについて

対象財産(約16千m²)は、旧沖縄総合事務局研修所及び旧国道58号の駐車場敷地として利用されていた財産ですが、名護市がその財産を活用した「名護市ワーケーション拠点施設」を整備する計画となっています。

「ワーケーション」は、「ワーク(仕事)」と「バケーション(休暇)」を組み合わせた造語で、「リゾート地などで余暇を楽しみつつ仕事を行う仕組み」であり、「新しい働き方」として注目されています。

名護市では、北部町村や部瀬名岬周辺のリゾートホテルとも連携し、北部地域のワーケーションブランドとしての確立に向け、周知・定着を図っていくこととしています。

審議会の開催結果、議事録、資料については、当局ウェブサイトに掲載しております。

当局ウェブサイト(http://www.ogb.go.jp/zaimu/zaimu_kokuyuu/kokuyuuzaisan/005/05-02)



お問合せ先 財務部 管財総括課 ☎098-866-0096